

### 35. (Gno.86) 東南アジア諸国の刑法学の研究

代表：曲田 統

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

#### 【研究の目的】

日本の刑法学のさらなる発展のためには、より広範かつ多角的な視野が必要である。そこで、本研究グループでは、これまでほとんど研究対象とされてこなかった東南アジア各国の刑法学の実態に関心を寄せ、日本の刑法学の発展に資する立法・理論を探ることを試みていく。と同時に、日本の刑法学が東南アジア諸国においてどれだけ有用なものとなりうるかについても考察する。およそ法理論・法運用というものは、その根底において、当該国の文化によって支えられているものであるから、東南アジア各国の社会文化・法文化にも目を向け、各国の刑法学と日本の刑法学のあるべき関係性について探求を深めていく。

#### 【研究活動及び成果】

##### 総括

研究対象とすべきテーマの検討を代表のもとで行うなか、その選定に十分な見立てができなかったことから、グループとしての活動の実施は見送った。なお、研究会の実施手法としては、博士後期課程に在籍する者が報告担当者となり、出席メンバーと議論するというものがある種オーソドックスでありうるところ、現状、こうした手法の継続が必ずしも容易でなくなっていることから、今後の研究会の実施方法については改めて検討していきたい。